

女性活躍推進法に基づく行動計画
社会福祉法人 幸友福祉会

女性が、仕事と家庭生活を両立しながら活躍できる雇用環境の整備を行うため
以下の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和5年2月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 目標と取り組み内容・実施期間

目標1（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

毎月の平均残業時間を6時間以下にする。

- 令和5年2月～
現状把握、社員に周知する
- 令和6年4月～
ICT導入により事務作業の効率を図り環境改善を行う
- 令和7年10月～
更なる環境整備について検討を開始する

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有給休暇取得率を60%以上にする。

- 令和5年2月～
取得率を把握し、社員に取得促進する
- 令和6年4月～
管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、業務の削減も検討する
- 令和7年10月～
有給休暇取得率が低い社員に、面談を実施する